

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください。

長野高教組FAXニュース	増刷りの上、職場のみならず、みなさんに配布してください。
〒380-0838 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール naganokokyoso@educas.jp HP https://naganokokyoso.com/ FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2024 年 11 月 5 日 (火) No. 417 (24-03)

地公労確定交渉妥結

地公労の力で前進回答引き出す

10月22日(火)に行われた地公労交渉第1波を受けて、11月5日(火)地公労確定交渉第2波が行われました。今年度の県人勧は月例給および一時金の大幅なプラス勧告がなされましたが、県側の支出が58億円を超えることから、完全実施を獲得することが非常に重要な交渉でした。また、県教組が長年訴えてきた「へき地手当」の改善についても獲得に向けて強い意気込みで交渉に臨みました。そうした中、当局からの一次回答の時点で人勧の完全実施と「へき地手当」の支給率の見直しが盛り込まれました。その後の執行部による強力なオシコミにより、最終的には以下の前進回答を引き出し、19:16に妥結となりました。この成果を組合員で喜び合うとともに、「組合があったからこそその前進」を合言葉に、ひとりでも多くの仲間を迎えるために積極的な声掛けをお願いします。

人事委員会勧告の実施

今年度の月例給2.62%、一時金0.10月というプラス勧告について、実施時期を含め勧告どおりの実施を勝ち取りました。また、技能労務職と会計年度任用職員についても、同様の改定を4月に遡及して実施されることとなりました。「勧告」は組合交渉で妥結しない限りは実施をされないため、これは重要な成果となります。

看護休暇の取得対象範囲の拡大

子の看護休暇の取得事由について、国に準じて「感染症による学級閉鎖に伴う世話」及び「学校行事への参加」が対象になりました。

また、家族看護休暇が孫も対象となりました。なお、執行部のオシコミにより、出産補助休暇、育児参加休暇についても適用となりました。

へき地手当の支給率の見直し

県教組が長年訴え続けてきた「へき地手当」の引き上げについて、「へき地手当等の支給率の見直しについて検討する」という回答を獲得しました。へき地手当の回復については県教組の長年の悲願であり、地公労の団結により獲得した大きな成果です。交渉の終わりには県教組書記長から地公労の仲間への感謝の言葉がありました。



フレックスタイム制度の最長勤務時間の設定

確定交渉に先駆けてフレックスタイム制度の交渉を行いました。職員の健康への影響を考慮して最長勤務時間を12時間に設定するよう訴えました。これについては「制度の使いやすさと健康面への配慮を踏まえて制度を整備したい」と説明があり、組合側と大きな相違がないことを確認しました。

(2枚目に続く)

地公労への回答

- 1 人事委員会勧告について、国の動向等を踏まえ、実施するよう検討する。
- 2 技術労務職給料表について、国の動向を踏まえ、人事委員会勧告に基づく給料表改定と同様の考え方に基づき改定するよう検討する。
- 3 会計年度任用職員の給料及び報酬（職務の特殊性等を考慮して給料等を決定する職員を除く）について、給料表の改定に準じて、本年4月から遡及して給料月額等を引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給割合を常勤職員と同様とするよう検討する。
- 4 子の看護休暇の取得事由について、感染症による学級閉鎖等に伴う世話並びに教育若しくは保育に係る行事への参加をする場合に、国に準じて取り扱うよう検討する。

（令和7年4月1日適用）
- 5 会計年度任用職員の特別休暇について、次のとおり取り扱うよう検討する。
 - (1) 子の看護休暇の対象となる子の範囲について、小学校就学の始期に達するまでの子から小学校第3学年修了前の子まで拡大する。
 - (2) 不妊治療休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇に係る取得要件について、6月以上の任期又は継続勤務の要件を廃止する。

（令和7年4月1日適用）
- 6 出産補助休暇、育児参加休暇及び家族看護休暇について、孫を対象とするよう検討する。

（令和7年4月1日適用）
- 7 へき地手当等の支給率の見直しについて検討する。

（令和7年4月1日適用）

11月7日（木）の高教組独自確定交渉に向け、さらなる前進目指して頑張りましょう！